

事務連絡
令和7年5月30日

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準及び同法第17条第3項第1号に規定する基準が改正され本年6月1日から施行されることを踏まえ、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」及びその下に設置した「サイトラインの確保等に係る検討WG」において改正内容を検討し、建築設計標準を改正しました。

今般の改正については、別添「「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について」（令和7年5月30日付国住参建第996号）のとおり、所管行政等に通知したところです。

貴団体におかれましては、本改正の主旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、取組みを進めていただくとともに、会員等の皆様に別添を送付いただくなど、本改正について情報提供いただきますようお願い致します。